



【根拠法令】

大津市老人福祉医療費助成条例

(受給券)

第4条 医療費の支給を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する受給券の交付を受けなければならない。

2 略

【基準法令】

大津市老人福祉医療費助成条例

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有する満65歳の誕生日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から満70歳の誕生日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)の末日を経過していない者であって、規則で定める医療保険に関する法律(以下「医療保険各法」という。)による被保険者又は被扶養者であるもののうち、その者、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及びその者の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)で主としてその者の生計を維持するものの当該年度(4月から7月までの間に受けた医療に係る老人福祉医療費については、前年度とする。)の市町村民税が非課税であるものとする。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。